

北労発基0901第1号  
平成29年9月1日

各団体の長 殿

北海道労働局長



平成29年度北海道最低賃金の広報誌（紙）への掲載依頼について

労働行政の運営につきましては、日頃より格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、最低賃金制度は、道内で事業を営む使用者及びその事業場で働く全ての労働者に適用され、労働条件の改善等に大きく寄与しているものであり、その履行確保を図るためには、最低賃金額の周知がきわめて重要で、今般、北海道最低賃金が別添のとおり改正決定され、本年10月1日より発効することとなりました。

つきましては、広く労使関係者に周知を図るべく、貴団体発行の広報誌（紙）への早期の掲載について、特段の御協力をお願い申し上げます。

また、貴団体ホームページ内の広報記事欄（トピックス等）への掲載につきましても、併せて御配慮いただきますようよろしくお願い申し上げます。

<担当>

北海道労働局 労働基準部 賃金室 最低賃金係 川村  
電話：011-709-2311（内線3533）  
メールアドレス：chingin@roudoukyoku.hokkaido.jp

※ 広報例は当局HP（<http://hokkaido-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp>）→「最低賃金制度」（画面右中のバナーにあります）→「賃金室からのお知らせ」にファイル掲載しておりますので、ご活用ください。

## 【 参 考 】

北海道労働局では、最低賃金及び賃金の引上げに向けた環境整備を図るため、以下の最低賃金の引上げや処遇改善に向けた支援を実施しており、その活用促進に努めてまいります。(①～④別添リーフレット参照)

- ① 業務改善助成金
- ② キャリアアップ助成金
- ③ 人事評価改善等助成金
- ④ 北海道最低賃金総合相談支援センター

(平成29年10月1日以前に広報誌を発行する場合)

「必ずチェック 最低賃金！ 使用者も、労働者も」

## 北海道最低賃金

北海道内で事業を営む使用者及びその事業場で働くすべての労働者（臨時、パートタイマー、アルバイト等を含む。）に適用される北海道最低賃金が次のとおり改定されます。

最低賃金額      時間額      **810**円  
効力発生年月日      平成**29**年**10**月**1**日

- 最低賃金には、精管動手当、通勤手当、家族手当、臨時に支払われる賃金及び時間外等割増賃金は算入されません。
- 最低賃金額以上の賃金を支払わない場合は、最低賃金法違反として処罰されることがあります。
- 特定の産業（「処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業」、「鉄鋼業」、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」、「船舶製造・修理業、船体ブロック製造業」）で働く者には北海道の特定（産業別）最低賃金が適用されます。

厚生労働省 北海道労働局 労働基準監督署（支署）

「必ずチェック 最低賃金！ 使用者も、労働者も」

## 北海道最低賃金

北海道内で事業を営む使用者及びその事業場で働くすべての労働者（臨時、パートタイマー、アルバイト等を含む。）に適用される北海道最低賃金が次のとおり改定されます。

最低賃金額      時間額      **810**円  
効力発生年月日      平成**29**年**10**月**1**日

厚生労働省 北海道労働局 労働基準監督署（支署）

広報例2  
(平成29年10月1日以前に広報誌を発行する場合)

「必ずチェック 最低賃金！ 使用者も、労働者も」

北海道内で事業を営む使用者及びその事業場で働くすべての労働者（臨時、パートタイマー、アルバイト等を含む。）に適用される北海道最低賃金が次のとおり改定されます。

最低賃金額 時間額 **810**円  
効力発生年月日平成**29**年**10**月**1**日

- 最低賃金には、精管動手当、通勤手当、家族手当、臨時に支払われる賃金及び時間外等割増賃金は算入されません。
- 最低賃金額以上の賃金を支払わない場合は、最低賃金法違反として処罰されることがあります。
- 特定の産業（「処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業」、「鉄鋼業」、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」、「船舶製造・修理業、船体ブロック製造業」）で働く労働者には北海道の特定（産業別）最低賃金が適用されます。

厚生労働省 北海道労働局  
労働基準監督署（支署）

「必ずチェック 最低賃金！ 使用者も、労働者も」

北海道最低賃金

北海道内で事業を営む使用者及びその事業場で働くすべての労働者（臨時、パートタイマー、アルバイト等を含む。）に適用される北海道最低賃金が次のとおり改定されます。

最低賃金額 時間額**810**円  
効力発生年月日 平成**29**年**10**月**1**日

厚生労働省 北海道労働局  
労働基準監督署（支署）

「必ずチェック 最低賃金！ 使用者も、労働者も」



北海道内で事業を営む使用者及びその事業場で働く全ての労働者（臨時、パートタイマー、アルバイト等を含む。）に適用される北海道最低賃金が左のとおり改定されます。

平成**29**年**10**月**1**日発効

厚生労働省 北海道労働局  
労働基準監督署（支署）

(平成29年10月1日以前に広報誌を発行する場合)

「必ずチェック 最低賃金！ 使用者も、労働者も」

## 北海道最低賃金

北海道内で事業を営む使用者及びその事業場で働くすべての労働者（臨時、パートタイマー、アルバイト等を含む。）に適用される北海道最低賃金が次のとおり改定されます。

最低賃金額 時間額 **810円**

効力発生日 平成 **29** 年 **10** 月 **1** 日

「必ずチェック 最低賃金！ 使用者も、労働者も」

平成29年10月1日から**最低賃金は 810円**に改定されます。

北海道内で事業を営む使用者及びその事業場で働くすべての労働者（臨時、パートタイマー、アルバイト等を含む。）に適用されます。

北海道最低賃金は、平成29年10月1日から「810円」に改定されます。

(平成29年10月1日以降に広報誌を発行する場合)

「必ずチェック 最低賃金！ 使用者も、労働者も」

## 北海道最低賃金

北海道内で事業を営む使用者及びその事業場で働くすべての労働者（臨時、パートタイマー、アルバイト等を含む。）に適用される北海道最低賃金が次のとおり改定されました。

最低賃金額 時間額 **810**円  
効力発生年月日 平成**29**年**10**月**1**日

- 最低賃金には、**精皆動手当、通勤手当、家族手当、臨時に支払われる賃金及び時間外等割増賃金**は算入されません。
- 最低賃金額以上の賃金を支払わない場合は、最低賃金法違反として処罰されることがあります。
- 特定の産業（「**処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業**」、「**鉄鋼業**」、「**電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業**」、「**船舶製造・修理業、船体ブロック製造業**」）で働く者には北海道の特定（産業別）最低賃金が適用されます。

厚生労働省 北海道労働局 労働基準監督署（支署）

「必ずチェック 最低賃金！ 使用者も、労働者も」

## 北海道最低賃金

北海道内で事業を営む使用者及びその事業場で働くすべての労働者（臨時、パートタイマー、アルバイト等を含む。）に適用される北海道最低賃金が次のとおり改定されました。

最低賃金額 時間額 **810**円  
効力発生年月日 平成**29**年**10**月**1**日

厚生労働省 北海道労働局 労働基準監督署（支署）

(平成29年10月1日以降に広報誌を発行する場合)

「必ずチェック 最低賃金！ 使用者も、労働者も」

北海道内で事業を営む使用者及びその事業場で働くすべての労働者（臨時、パートタイマー、アルバイト等を含む。）に適用される北海道最低賃金が次のとおり改定されました。

最低賃金額 時間額 **810円**  
効力発生效年月日 平成**29**年**10**月**1**日

- 最低賃金には、精管手当、通勤手当、家族手当、随時に支払われる賃金及び時間外等割増賃金は算入されません。
- 最低賃金額以上の賃金を支払わない場合は、最低賃金法違反として処罰されることがあります。
- 特定の産業（「処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業」、「鉄鋼業」、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」、「船舶製造・修理業、船体ブロック製造業」）で働く労働者には北海道の特定（産業別）最低賃金が適用されます。

厚生労働省 北海道労働局  
労働基準監督署（支署）

「必ずチェック 最低賃金！ 使用者も、労働者も」

北海道最低賃金

北海道内で事業を営む使用者及びその事業場で働くすべての労働者（臨時、パートタイマー、アルバイト等を含む。）に適用される北海道最低賃金が次のとおり改定されました。

最低賃金額 時間額**810円**  
効力発生效年月日 平成**29**年**10**月**1**日

厚生労働省 北海道労働局  
労働基準監督署（支署）

「必ずチェック 最低賃金！ 使用者も、労働者も」

北海道最低賃金

時間額  
**810円**

平成**29**年**10**月**1**日発効

北海道内で事業を営む使用者及びその事業場で働く全ての労働者（臨時、パートタイマー、アルバイト等を含む。）に適用される北海道最低賃金が左のとおり改定されました。

厚生労働省 北海道労働局  
労働基準監督署（支署）

北海道最低賃金は、平成29年10月1日から「810円」に改定されました。

(平成29年10月1日以降に広報誌を発行する場合)

「必ずチェック 最低賃金！ 使用者も、労働者も」

## 北海道 最低賃金

北海道内で事業を営む使用者及びその事業場で働くすべての労働者（臨時、パートタイマー、アルバイト等を含む。）に適用される北海道最低賃金が次のとおり改定されました。

最低賃金額 時間額 **810円**

効力発生年月日 平成**29**年**10**月**1**日

「必ずチェック 最低賃金！ 使用者も、労働者も」

平成29年10月1日からの**最低賃金は 810円**

北海道内で事業を営む使用者及びその事業場で働くすべての労働者（臨時、パートタイマー、アルバイト等を含む。）に適用されます。



# 最低賃金引上げ支援 業務改善助成金

中小企業向け

設備投資などを行って、事業場内の最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その費用の一部を助成する制度です。



## 助成対象

事業場内最低賃金 1,000 円未満の中小企業・小規模事業者が対象です！

※過去に業務改善助成金を受給したことのある事業場であっても、助成対象となります。

### ●支給までの流れ



## 5つのコースから選べます！

事業場内 最低賃金の引上げ額	助 成 率	助成の上限額	助成対象事業場
30円以上	7/10 <sup>(※)</sup> (常時使用する労働者数が企業全体で 30人以下の事業場は 3/4 <sup>(※)</sup> ) ※生産性要件を満たした場合には 3/4 (4/5)	50万円	事業場内最低賃金が 750円未満の事業場
40円以上		70万円	事業場内最低賃金が 800円未満の事業場
60円以上		100万円	事業場内最低賃金が 1000円未満の事業場
90円以上		150万円	事業場内最低賃金が 800円以上1000円未満の 事業場
120円以上		200万円	

選べる  
5つの  
コース

助成率が加算になる生産性要件とは、支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性指標と、その3年前の決算書類に基づく生産性指標を比較して伸び率が6%以上伸びている場合等をいいます。



## 助成金の対象用途

設備・機器の導入に加え、サービスの利用も対象となります。

### 事例

POSレジシステム導入による在庫管理の短縮／リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮／顧客・在庫・帳票管理システムの導入による業務の効率化／専門家による業務フロー見直しによる顧客回転率の向上／人材育成・教育訓練による業務の効率化

■まずは特設サイトへ！

申請方法や相談窓口となる  
問い合わせ先などが確認できます。

業務改善助成金

検索

<http://www.mhlw.go.jp/gyomukaizen/>





# 中小企業の 生産性向上を 支援します!

最低賃金引上げ支援

中小企業向け

## 業務改善 助成金

生産性向上のための設備投資などを行って、事業場内の最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などの費用の一部を助成する制度です。

最低賃金の引上げ額が異なる  
5つのコースからチョイスできます。

助成の上限額

### 50万円~200万円

事業場内最低賃金が  
750円未満の事業場で、  
その額を30円以上引き上げた場合

事業場内最低賃金が800円以上  
1000円未満の事業場で、  
その額を120円以上引き上げた場合

生産性要件を満たした場合には、助成率が加算されます。

まずは特設サイトへGOだ!  
アクセス

申請方法や相談窓口となる  
問い合わせ先などが確認できます。

業務改善助成金

検索

<http://www.mhlw.go.jp/gyomukaizen/>



## キャリアアップ助成金のご案内

有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といった、非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップ等を促進するため、**正社員化、人材育成、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成する制度**です。

助成内容		助成額 ※<>は生産性の向上が認められる場合の額、( )は大企業の額
正社員化コース	有期契約労働者等を正規雇用労働者等に転換又は直接雇用した場合	① 有期→正規：1人当たり <b>57万円&lt;72万円&gt; (42万7,500円&lt;54万円&gt;)</b> ② 有期→無期：1人当たり <b>28万5,000円&lt;36万円&gt; (21万3,750円&lt;27万円&gt;)</b> ③ 無期→正規：1人当たり <b>28万5,000円&lt;36万円&gt; (21万3,750円&lt;27万円&gt;)</b> ※ 正規には「多様な正社員（勤務地・職務限定正社員、短時間正社員）」を含みます。 ※ 派遣労働者を派遣先で正規雇用で直接雇用する場合、①②：1人当たり28万5,000円<36万円>（大企業も同額）加算 ※ 母子家庭の母等又は父子家庭の父の場合、若者認定事業所における35歳未満の対象労働者を転換等した場合、①：1人当たり95,000円<12万円>（大企業も同額）、②③：47,500円<60,000円>（大企業も同額）加算 ※ 勤務地・職務限定正社員制度を新たに規定した場合、①③：1事業所当たり95,000円<12万円>（71,250円<90,000円>）加算
人材育成コース	有期契約労働者等に次のいずれかの訓練を実施 ・ 一般職業訓練（OFF-JT） ・ 有期実習型訓練（「ジョブ・カード」を活用したOFF-JT+OJT）	OFF-JT 賃金助成：1h当たり <b>760円&lt;960円&gt; (475円&lt;600円&gt;)</b> 経費助成：実費助成 ※訓練時間数に応じて1人当たり次の額を限度 （有期実習型訓練後に正規雇用等に転換された場合） 100時間未満の場合 10万円(7万円) 15万円(10万円) 100時間以上200時間未満の場合 20万円(15万円) 30万円(20万円) 200時間以上の場合 30万円(20万円) 50万円(30万円) OJT 実施助成：1h当たり <b>760円&lt;960円&gt; (665円&lt;840円&gt;)</b>
賃金規定等改定コース	全て又は一部の有期契約労働者等の基本給の賃金規定等を、増額改定した場合	① 全ての賃金規定等を2%以上増額改定 対象労働者数が1人～3人： <b>95,000円&lt;12万円&gt; (71,250円&lt;90,000円&gt;)</b> 4人～6人： <b>19万円&lt;24万円&gt; (14万2,500円&lt;18万円&gt;)</b> 7人～10人： <b>28万5,000円&lt;36万円&gt; (19万円&lt;24万円&gt;)</b> 11人～100人：1人当たり <b>28,500円&lt;36,000円&gt; (19,000円&lt;24,000円&gt;)</b> ② 雇用形態別、職種別等の賃金規定等を2%以上増額改定 対象労働者数が1人～3人： <b>47,500円&lt;60,000円&gt; (33,250円&lt;42,000円&gt;)</b> 4人～6人： <b>95,000円&lt;12万円&gt; (71,250円&lt;90,000円&gt;)</b> 7人～10人： <b>14万2,500円&lt;18万円&gt; (95,000円&lt;12万円&gt;)</b> 11人～100人：1人当たり <b>14,250円&lt;18,000円&gt; (9,500円&lt;12,000円&gt;)</b> ※ 中小企業において3%以上増額した場合、①：14,250円<18,000円>加算、②：7,600円<9,600円>加算 ※ 「職務評価」の手法の活用により実施した場合、1事業所当たり19万円<24万円>（14万2,500円<18万円>）加算
健康診断制度コース	有期契約労働者等を対象に「法定外の健康診断制度」を新たに規定し、4人以上に実施した場合	1事業所当たり <b>38万円&lt;48万円&gt; (28万5,000円&lt;36万円&gt;)</b>
賃金規定等共通化コース	有期契約労働者等と正社員との共通の賃金規定等を新たに規定・適用した場合	1事業所当たり <b>57万円&lt;72万円&gt; (42万7,500円&lt;54万円&gt;)</b>
請手当制度共通化コース	有期契約労働者等と正社員との共通の請手当制度を新たに規定・適用した場合	1事業所当たり <b>38万円&lt;48万円&gt; (28万5,000円&lt;36万円&gt;)</b>
選択的適用拡大導入時処遇改善コース	選択的適用拡大の導入に伴い、社会保険適用となる有期契約労働者等の賃金の引上げを実施した場合	基本給の増額割合に応じて、1人当たり 3%以上5%未満： <b>19,000円&lt;24,000円&gt; (14,250円&lt;18,000円&gt;)</b> 5%以上7%未満： <b>38,000円&lt;48,000円&gt; (28,500円&lt;36,000円&gt;)</b> 7%以上10%未満： <b>47,500円&lt;60,000円&gt; (33,250円&lt;42,000円&gt;)</b> 10%以上14%未満： <b>76,000円&lt;96,000円&gt; (57,000円&lt;72,000円&gt;)</b> 14%以上： <b>95,000円&lt;12万円&gt; (71,250円&lt;90,000円&gt;)</b>
短時間労働者労働時間延長コース	有期契約労働者等の週所定労働時間を5時間以上延長し、社会保険を適用した場合	1人当たり <b>19万円&lt;24万円&gt; (14万2,500円&lt;18万円&gt;)</b> ※ 上記「賃金規定等改定コース」又は「選択的適用拡大導入時処遇改善コース」と併せ、労働者の手取りが減少しない取組をした場合、1時間以上5時間未満延長でも助成 1時間以上2時間未満： <b>38,000円&lt;48,000円&gt; (28,500円&lt;36,000円&gt;)</b> 2時間以上3時間未満： <b>76,000円&lt;96,000円&gt; (57,000円&lt;72,000円&gt;)</b> 3時間以上4時間未満： <b>11万4,000円&lt;14万4,000円&gt; (85,500円&lt;10万8,000円&gt;)</b> 4時間以上5時間未満： <b>15万2,000円&lt;19万2,000円&gt; (11万4,000円&lt;14万4,000円&gt;)</b>

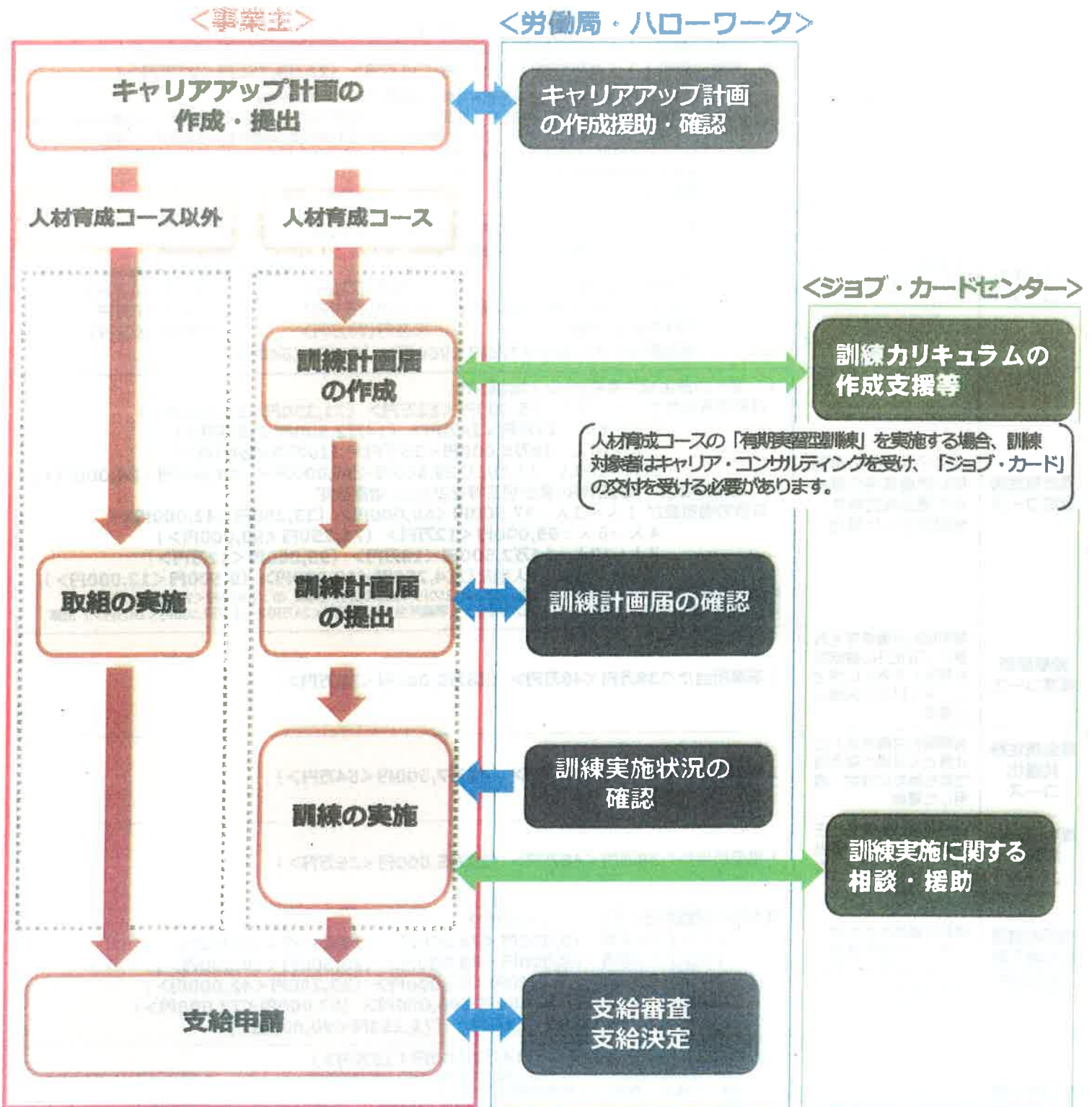
◆ 生産性の向上が認められる要件については、厚生労働省HP「生産性を向上させた企業は労働関係助成金が割増されます」をご確認ください。

◆ すべてのコースにおいて、助成人数や助成額に上限があります。



# 受給までの流れ

助成金の活用にあたっては、事前に「**キャリアアップ計画**」(労働組合等の意見を聴いて作成)等を作成し、提出することが必要です。



◆ 詳細なパンフレットは、厚生労働省ホームページに掲載しておりますのでご確認ください。

キャリアアップ助成金



◆ その他の支給要件等もありますので、まずは最寄りの都道府県労働局、ハローワークにお問い合わせください (支給要件を満たさない場合は助成金を受給することができません)。

# 人事評価改善等助成金のご案内

「人事評価改善等助成金」は、生産性向上のための人事評価制度と賃金制度の整備を通じて、生産性の向上、賃金アップ及び離職率の低下を図る事業主に対して助成するもので、人材不足の解消を目的としています。

## 助成金の概要

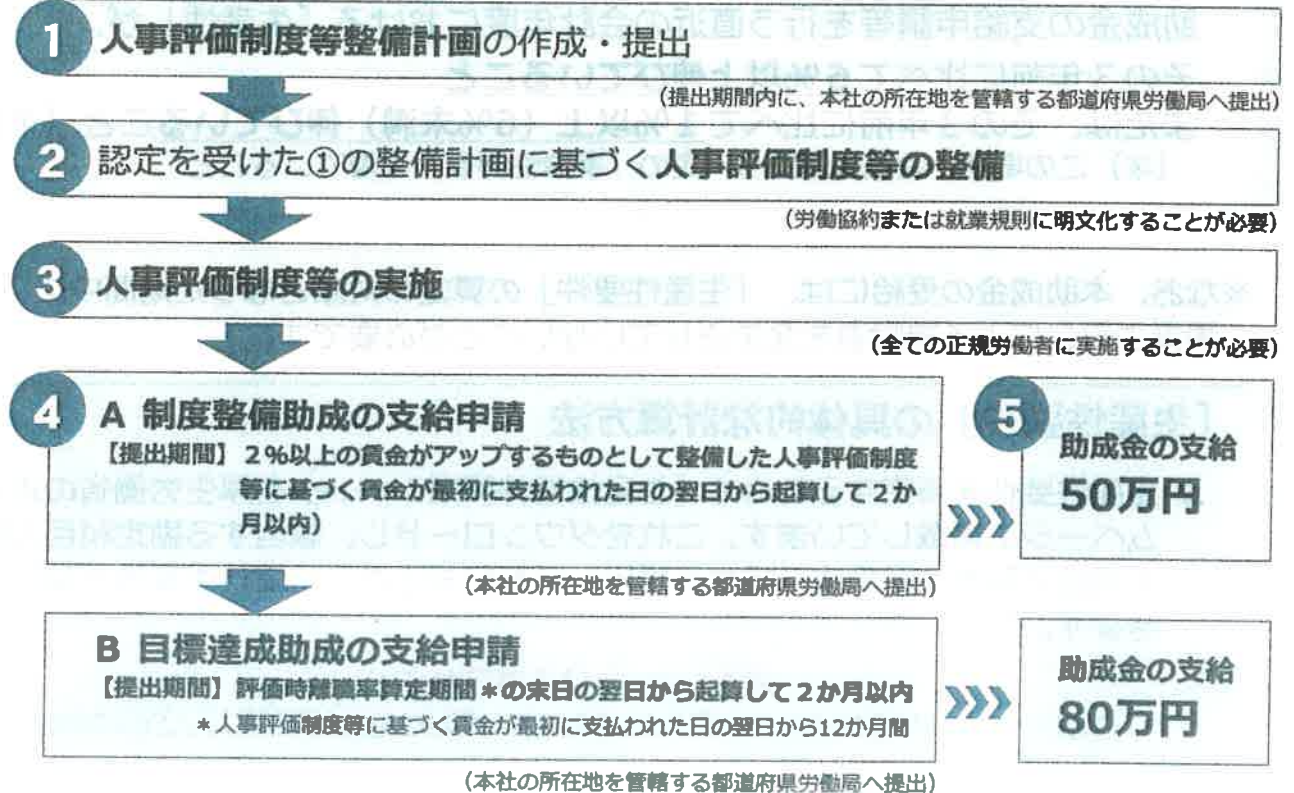
### A 制度整備助成：50万円

事業主が、生産性向上のための人事評価制度と2%以上の賃金のアップを含む賃金制度（以下「人事評価制度等」と表記します。）の整備、実施した場合に制度整備助成（50万円）を支給します。

### B 目標達成助成：80万円

Aに加え、1年経過後に人事評価制度等の適切な運用を経て、生産性の向上（P3）、労働者の賃金の2%以上のアップ、離職率の低下に関する目標のすべてを達成した場合、目標達成助成（80万円）を支給します。

## 助成金支給までの流れ



支給のための要件、手続きなどの詳細について、ご不明な点は、最寄りの都道府県労働局へお問い合わせください。



## はじめに

### 「生産性」と「生産性要件」について

我が国が、今後労働力人口の減少が見込まれる中で経済成長を図っていくためには、個々の労働者が生み出す付加価値（生産性）を高めていくことが不可欠です。

このため本助成金では、企業における生産性向上の取組みを支援することを目的として、「A.人事評価改善等助成金（制度整備助成）」の支給を受けた事業主が、下の方法で計算した「生産性要件」を満たしている場合等に「B.人事評価改善等助成金（目標達成助成）」を支給します。

#### 「生産性」の計算式

「生産性要件」における「生産性」は次の計算式によって計算します。

$$\text{生産性} = \frac{\text{営業利益} + \text{人件費} + \text{減価償却費} + \text{動産・不動産賃借料} + \text{租税公課}}{\text{雇用保険被保険者数}}$$

#### 「生産性要件」とは

助成金の支給申請等を行う直近の会計年度における「生産性」が、その3年前に比べて6%以上伸びていること  
または、その3年前に比べて1%以上（6%未満）伸びていること（※）  
（※）この場合、金融機関から一定の「事業性評価」を得ていること

※なお、本助成金の受給には、「生産性要件」の算定の対象となった期間中に、事業主都合による離職者を発生させていないことが必要です。

#### 「生産性要件」の具体的な計算方法

- 生産性要件を算定するための「生産性要件算定シート」を厚生労働省のホームページに掲載しています。これをダウンロードし、該当する勘定科目の額を損益計算書や総勘定元帳の各項目から転記することにより生産性を算定できます。

ダウンロードはこちらから↓

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000137393.html>

- なお、助成金の支給申請に当たっては、各勘定科目の額の証拠書類（損益計算書、総勘定元帳など）の提出が必要となります。

賃金引上げに  
活用できる  
国の支援制度に  
ついて聞きたい

事業の  
資金繰りについて  
相談したい

専門家による  
無料相談  
承ります。

賃金制度の整備、  
退職金の  
導入方法について  
教えて欲しい

財務体質の強化や  
コスト削減策について  
アドバイスが欲しい

最低賃金の引上げで影響を受ける中小企業・小規模事業者の皆様のために  
労務や経営管理などの専門家（社会保険労務士・中小企業診断士）による  
無料相談等のワン・ストップサービスを実施します。

## 窓口相談

[ 来所・メール  
電話・FAX ]

## 出張相談会

[ 全道  
6か所にて開催 ]

## 専門家派遣

[ 1事業所3回まで  
派遣可能 ]

相談室フリーダイヤル

フリーダイヤル



# 0120-67-3110

Email: [sosien@h-chuokai.or.jp](mailto:sosien@h-chuokai.or.jp) | URL: <http://www.h-chuokai.or.jp/sosien>

北海道最低賃金総合相談支援センター  
(北海道中小企業団体中央会 内)

午前9時～午後5時（土日祝日を除く）

# 北海道最低賃金 総合相談 支援センター

北海道中小企業団体中央会 札幌本部内  
月曜日～金曜日（午前9時～午後5時）



社会保険労務士  
中小企業診断士  
千葉経営労務事務所  
**千葉 俊幸**  
Toshiyuki Chiba

専門分野

人事・労務管理制度の構築支援/  
組織活性化支援/創業・新分野進出支援



特定社会保険労務士  
森隆幸社会保険労務士事務所  
**森 隆幸**  
Takayuki Mori

専門分野

労働管理・年金の相談指導/  
賞金制度等の策定/各種助成金の手続代行/  
社会保険・労働保険の相談手続



特定社会保険労務士  
岡部典子社会保険労務士事務所  
**岡部 典子**  
Noriko Okabe

専門分野

企業経営及び労務管理全般に関する相談/  
会計帳簿記載代行業務/給与計算/  
就業規則作成・見直し/各種助成金手続代行



特定社会保険労務士  
辻村社会保険労務士事務所  
**辻村 祐一**  
Yulchi Tsujimura

専門分野

企業における労働・労務管理に関する相談/  
個別労働紛争に対するあっせん代理/  
助成金申請の手続代行/給与計算業務



特定社会保険労務士  
社会保険労務士事務所 ひまわり  
**星川 聡子**  
Satoko Hoshikawa

専門分野

労働管理全般/企業の経理業務全般/  
社会保険・労働保険手続代行/  
各種助成金申請代行



特定社会保険労務士  
島本社会保険労務士事務所  
**島本 幾子**  
Ikuko Shimamoto

専門分野

創業支援/介護事業・障がい者福祉事業等/  
相談・介護福祉事業所の労務管理/  
各種助成金の診断・書類作成・申請代行/  
労務トラブルに関する相談



特定社会保険労務士  
星野社会保険労務士事務所  
**星野 千恵子**  
Chieko Hoshino

専門分野

就業規則策定・改定・届出/  
賞金制度策定・変更/助成金申請の相談・手続/  
キャリア・コンサルティング



社会保険労務士  
横西労務管理事務所  
**羽生 利治**  
Toshiharu Hanyu

専門分野

就業規則策定/  
在職高齢者年金の相談指導/  
助成金の活用相談・手続支援



特定社会保険労務士  
社会保険労務士 吉田事務所  
**吉田 則幸**  
Noriyuki Yoshida

函館会場

専門分野

人事・労務・雇用・就業管理全般に  
関する相談/社会保険・労働保険  
手続代行/労務トラブルに関する相談/  
個別労働紛争におけるあっせん代理



社会保険労務士  
中小企業診断士  
エスナ総合法律事務所  
**佐々木 洵**  
Jun Sasaki

旭川会場

専門分野

予防法に規定した就業規則作成/  
両業社員に対する対応/  
各種助成金申請及び策定支援/  
創業支援



特定社会保険労務士  
特定行政書士  
社会保険労務士・  
行政書士しまや事務所  
**嶋谷 耕治**  
Koji Shimaya

帯広会場

専門分野

賞金制度・就業規則等の策定/  
人事労務管理・労働紛争等の相談業務/  
各種助成金の相談・手続/労働時間制度、  
賞金制度等を通じての経営管理



特定社会保険労務士  
池田一己社会保険労務士事務所  
**池田 一己**  
Kazumi Ikeda

釧路会場

専門分野

就業規則・給与管理・人事考課・退職金  
規程他各種規程の制定/個別労働紛争に  
おけるあっせん代理/各種助成金申請、  
社内活性化のコンサルティング



社会保険労務士  
社会保険労務士法人  
オホーツク労働事務所 滝別支店  
**藤脇 伸一**  
Shinichi Fujiwaki

北見会場

専門分野

社会保険・労働保険・年金等  
相談指導手続/  
雇用保険関係各種助成金相談手続/  
労務トラブル等相談指導



特定社会保険労務士  
奈良岡事務所  
**奈良岡 敬英**  
Norihide Naraoka

室蘭会場

専門分野

人事・労務管理に関する相談/  
各種助成金制度に関する相談/  
高齢者雇用制度等に関する相談

## 北海道中小企業団体中央会 (北海道最低賃金総合相談支援センター)

### 道南支部

函館市若松町6番7号 三井生命函館若松町ビル  
TEL (0138) 23-2681 FAX (0138) 24-2214

### 十勝支部

帯広市西3条南9丁目 帯広経済センター  
TEL (0155) 22-9666 FAX (0155) 28-3025

### 網走支部

網走市南3条西3丁目 網走産業会館  
TEL (0152) 44-2361 FAX (0152) 61-2168

## 本 部

札幌市中央区北1条西7丁目 プレスト1・7ビル  
TEL (011) 231-1919 FAX (011) 271-1109

### 上川支部

旭川市常盤通1丁目 道北経済センター  
TEL (0166) 22-5601 FAX (0166) 22-5921

### 釧根支部

釧路市大町1丁目1番1号 道東経済センター  
TEL (0154) 41-1545 FAX (0154) 44-2084

### 胆振支部

室蘭市東町4丁目29番1号 室蘭市中小企業センター  
TEL (0143) 45-8104 FAX (0143) 41-2250